

1 労働基準法と労働組合法の「労働者」概念の異同

(1) 労働基準法の「労働者」(同法9条)は、「使用」関係も要件とされているため、使用従属関係の下において労務を提供する者を意味すると解される。この判断においては、①業務遂行上の指揮監督、②時間的場所的拘束性が主たる要素として考慮される。

これは、労働基準法は、労働時間規制(32条)など、労働者が使用者の使用従属関係の下に置かれ自由を制限されていることに着目した規制を設けているからである。

(2) これに対して、労働組合法の「労働者」(3条)では、使用関係は要件とされていない。それは、労働組合法の目的が、使用者に経済的に依存し、交渉力において事実上不利な立場におかれている労働者の経済的地位を向上するために、団体交渉の保護・促進を図るというところにあるからである。

したがって、労働組合法の「労働者」とは、労働契約によって労務を提供する者だけでなく、これに準じて団体交渉の保護を及ぼすべき必要性・適切性が認められる労務提供者をも含むと解する。

そして、この判断においては、①企業組織への組み入れ、②契約内容の一方的決定、③業務の依頼に対する諾否の自由、④報酬の性質を主たる考慮要素とされ、⑤業務遂行における指揮監督、⑥時間的場所的拘束は補完的要素として考慮されるにとどまる。また、⑦事業者性がないことも補完的に考慮される。

2 甲は労働組合法の「労働者」に該当するか。

(1) ①A社における修理補修等の業務の大部分は、総勢約600

1 名のCSによって行われていた。そして、A社は、A社の修理補修  
2 等の業務に不可欠な労働力として、その恒常的な確保のために、C  
3 Sを全国の担当地域に配置するとともに、日曜日や祝日についても  
4 交代で業務を担当するように要請している。

5 したがって、CSはA社の企業組織に組み入れられていたといえ  
6 る。

7 (2) ②業務委託契約は、A社が作成した覚書により規律され、そ  
8 の内容をCSの側で変更した事例はないのだから、業務委託契約の  
9 内容はA社により一方的に決定されていたといえる。

10 (3) ③確かに、CSはA社からの発注依頼を断ることができ、拒  
11 否の理由が業務の遂行と関係のないものであっても債務不履行と判  
12 断されることはないとされている。

13 しかし、CSが応諾を拒否する割合は1%にすぎない。また、A  
14 社から発注依頼を受けるという形であるため、応諾を拒否したこと  
15 により今後の発注依頼の件数が減る可能性もある。しかも、A社で  
16 はランキング制度を設け、CSの能力・実績・経験を評価して昇格  
17 ・更新・降格の判定を行っているため、応諾の拒否がランキング制  
18 度における昇格等の判定において消極的に評価されるおそれすらあ  
19 る。

20 したがって、A社と甲の認識及び本件契約の実際の運用において  
21 は、甲は、基本的にA社の発注依頼に応ずべき関係にあったといえ  
22 る。

23 (4) ④CSが顧客に請求する金額はA社があらかじめ全国一律に

1 決定しており、この請求金額を基礎として業務委託手数料が算定さ  
2 れる。CSには、裁量によってある程度割り増しして顧客に請求す  
3 ることが認められているが、それは一定の場合に限られており、し  
4 かも基本となる請求金額はA社があらかじめ決定しているのだから  
5 、CSが業務委託手数料を自由に決定できるとはいえない。したが  
6 った、業務委託手数料は、A社がCSの労務提供の対価として支払  
7 う賃金たる性質を有する。

8 (5) ⑤確かに、委託された業務をいかなる方法で行うかについて  
9 はCSの裁量に委ねられている。

10 しかし、A社は、全国で一定水準以上の技術による確実な事務の  
11 遂行を確保するために、CSに対し修理補修等の作業手順などを記  
12 載した各種マニュアルをCSに配布し、これに基づく業務の遂行を  
13 求めている。

14 したがって、業務遂行におけるA社の指揮監督があるといえる。

15 (6) ⑥確かに、委託された業務をどの時間帯に行うかについては  
16 CSの裁量に委ねられており、CSの1日の平均作業時間が3.7  
17 時間であることからすれば、時間的拘束性は弱いともいえそうであ  
18 る。

19 しかし、作業時間以外にも、修理補修等の準備や顧客先への移動  
20 時間などを要するため、実際に作業のために必要となる時間は3.  
21 7時間よりも相当に長い。しかも、応諾を拒否する割合が1%にす  
22 ぎず、応諾拒否がランキング制度のものと消極的に評価されるおそ  
23 れもあることから、A社からの発注依頼に応諾できるように、発注

1 依頼のある午前8時半から午後7時までには待機することを事実上強  
2 いられるといえる。また、業務日ごとに行動予定をA社に報告して  
3 いることから、時間的拘束性は強いといえる。

4 CSは全国の担当地域に配置されるため、場所的拘束性もある。  
5 (7) ⑦確かに、覚書では、CSは独立した事業者とされ、独自に  
6 業務活動を行うことが認められている。

7 しかし、CSは業務日においては午前8時半から午後7時まで拘  
8 束されている。しかも、平均依頼件数は月113件であり、平均休  
9 日取得日は月5.8日であるから、甲には独自に営業活動を行う時  
10 間的余裕がなかたといえる。

11 したがって、甲は事業者とはいえない。

12 (8) 以上からすれば、甲は、団体交渉の保護を及ぼすべき必要性  
13 ・適切性が認められる労務提供者と認められ、労働組合法における  
14 「労働者」に該当する。 以上

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁5

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁6

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁7

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

頁8

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23